

2002年3月14日
(平成14年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横尾裕夫

地震災害時における災害弱者の安否確認等業務にかかる個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、目的外利用すること及び目的外利用することに伴う本人通知の省略について（答申）

2002年（平成14年）3月13日付けで諮問された地震災害時における災害弱者の安否確認等業務にかかる個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、目的外利用すること及び目的外利用することに伴う本人通知の省略について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報保護条例第8条第2項第4号の規定による本人以外のものからの収集の必要性を認める。
- (2) 同条例第9条第1項第4号の規定による目的外利用の必要性を認める。
- (3) 同条例第8条第3項第2号及び第9条第3項の規定による本人に通知しないことの合理的理由があると認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、地震災害時における災害弱者の安否確認等業務に必要な個人情報を本人以外のものから収集及び目的外利用する必要性並びに本人に通知しないことの合理的理由は、次のとおりである。

(1) 本業務の概要について

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災において、高齢者や障害者等の方々が大きな被害を受けたことから、本市でも平成9年度に「藤沢市地域防災計画」を改定し、災害弱者といわれる方々に対する対応について計画に盛り込んだが、安否確

認等の具体的な対策は未整備のままであった。

そこで「地震災害時における災害弱者支援マニュアル（案）」において、地震発生後直ちに民生委員や地区防災拠点応援職員が災害弱者の安否確認や救出等を迅速に行い、被害を最小限に食い止めるための対策を整備する必要がある。

(2) 本人以外のものから収集及び目的外利用する必要性について

ア 本人以外のものから収集する必要性について

このためには、高齢者や障害児者の個人情報が必要となるが、収集対象者が約11,500人と多く、一定期間内に本人から収集することが困難なこと、また、本人から収集を拒否されたことによって行政執行に支障が生じるため、本人以外のものから収集する必要がある。

なお、収集する個人情報の範囲は、75歳以上のひとり暮らし高齢者・寝たきり高齢者・75歳以上の高齢者のみの世帯の方約7,650名の住所と氏名を高齢福祉課から、身体障害児者（視覚6級以上、聴覚6級以上、上肢1、2級、下肢1～3級、体幹1～3級）の方約2,700名及び知的障害児者（A1、A2、B1、重複障害）の方約1,150名の住所・氏名を障害福祉課から収集する。

イ 目的外利用する必要性について

地震発生時には、道路網や通信網が寸断されることが予想される。その結果、自動車やインターネット等を利用した情報の提供が不可能となるおそれがある。また、自転車や徒歩による情報の提供では時間がかかってしまい、迅速な安否確認等ができない。さらに、災害対策本部と地区防災拠点を結ぶ防災無線を利用しても、データ送信ができないため口頭による伝達しかできず、やはり災害弱者の情報伝達に時間がかかってしまうことから、災害弱者の所在情報を事前に把握するために、目的外利用する必要がある。また、目的外利用する課は、地区防災拠点である14ヶ所で、以下のとおりである。当該情報の利用については、年1回更新し、更新時においては以前に配布したものを回収する。

なお、目的外利用する個人情報については必要最小限のものとし、障害の種別等は記載せず、住所・氏名のみとする。

(ア) 目的外利用をする課

市民自治推進課

藤沢公民館

村岡公民館

鵜沼公民館

片瀬市民センター

辻堂市民センター

明治市民センター

湘南大庭市民センター

善行市民センター
六会市民センター
長後市民センター
遠藤市民センター
御所見市民センター
湘南台市民センター

(3) 本人に通知しないことの合理的理由について

本業務は、災害弱者の生命を守ることが目的であり、通知しないことが本人の不利益とはならないこと、また、通知する対象者が約11,500人と多く、通知に要する費用や事務量が膨大となり効率性が著しく損なわれることから、本人以外のものから収集及び目的外利用する旨を当該本人に通知しないことの合理的理由がある。

3 審議会の判断理由

(1) 本人以外のものから収集及び目的外利用する必要性について

ア 対象者が高齢者や障害児者であるため、本人から収集することが著しく困難なこと、また、本人から収集を拒否されたことによって行政執行に支障が生じるため、本人以外のものから収集する必要性は認められる。

イ 地震発生直後直ちに災害弱者の安否確認や救出等を迅速に行うためには、災害弱者といわれる高齢者や障害児者の個人情報把握することが必要不可欠である。また、地震発生時には道路網や交通網の寸断等により、災害弱者の情報提供が不可能となるおそれがあることから、災害弱者の所在情報を事前に把握するために、目的外利用する必要性は認められる。

(2) 本人に通知しないことの合理的理由について

本業務は、対象となる方の生命を守ることを目的としているため、本人に不利益となるものではなく、また通知する対象者が多数で当該通知の費用及び事務量が膨大となり、実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれることから、当該本人に通知しないことの合理的理由があると認める。

以 上